

青森県報

第二千三百九十一号

平成十六年
十月十三日
(水曜日)

目次

告 示

地方自治法施行令第七十七条第一項の規定による五戸町の人口.....

(市 興町 課 村) : 一

生活保護法による施術者の指定.....

(健康 福祉 課) : 一

家畜伝染病の発生.....

(畜 産 課) : 一

道路の区域の変更.....

(道 路 課) : 二

道路の供用の開始.....

(同) : 二

証紙売りさばき人の名称の変更.....

(出 納 課) : 三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告.....

(県 民 生 活 政 策 課) : 三

開発行為に関する工事の完了.....

(建 築 住 宅 課) : 三

県有地の売却に係る一般競争入札.....

(経 理 課) : 三

右 同.....

(同) : 四

建設業者の許可の取消し.....

(弘前 県 土 整備 事務所) : 五

右 同.....

(八戸 県 土 整備 事務所) : 五

右 同.....

(同) : 五

右 同.....

(同) : 六

右 同.....

(十和田 県 土 整備 事務所) : 六

右 同.....

(同) : 六

右 同..... (同) : 六

告 示

青森県告示第六百二十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項の規定による三戸郡五戸町の人口は、二万三千三百十八人である。

平成十六年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
土橋 一太	三戸郡階上町大字田代字松原八	ふれあいい心のサービスマルハ	三戸郡階上町蒼前東六丁目九の二〇〇	平成十六年十月十三日

青森県告示第六百二十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十六年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑いの別	頭数	発生場所又は区域	発月日
ヨ一ネ病	牛	患畜	二	上北郡東北町	平成 六・九・二六

青森県告示第六百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				後	前			
1	国 道	二七九号	上北郡野辺地町字大谷地東沢四六の一から 上北郡野辺地町字タラノ木一〇五の一まで	後	前	一三二・〇〇メートルから 一三二・〇〇メートルまで	七〇〇・〇〇メートル	
				後	前	九一・五〇メートルから 四二・〇〇メートルまで	七〇〇・〇〇メートル	
2	国 道	二七九号	上北郡野辺地町字向田三七二の一から 上北郡野辺地町字向田七五の二九まで	後	前	一五七・〇〇メートルから 一一一・〇〇メートルまで	七九二・〇〇メートル	
				後	前	二六三・〇〇メートルから 一〇三・〇〇メートルまで	六七八・〇〇メートル	
3	国 道	二七九号	上北郡野辺地町字一ノ渡二七の三から 上北郡東北町字湯田平一一二の一まで	後	前	二二一・〇〇メートルから 六二・〇〇メートルまで	七六四・〇〇メートル	
				後	前	三五七・五〇メートルから 二二一・〇〇メートルまで	七五五・五〇メートル	
4	国 道	二七九号	上北郡野辺地町字有戸井平一六二から 上北郡野辺地町字有戸井平一四七まで	後	前	六一・〇〇メートルから 八五・二〇メートルまで	三四〇・〇〇メートル	
				後	前	二二一・〇〇メートルから 六二・〇〇メートルまで	三四〇・〇〇メートル	

青森県告示第六百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年十一月十二日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年十一月十二日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇二号	南津軽郡田舎館村大字高樋字泉一七の一から黒石市大字浅瀬石字村上三二八まで	平成一六・二・一

青森県告示第六百二十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十六年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

三沢市南町三丁目三一の二七八〇

三沢地区自動車協会

二 変更内容

1 変更前の名称

三沢地区家用自動車協会

2 変更後の名称

三沢地区自動車協会

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十六年九月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人大間町連合NPO

三 代表者の氏名

細間 一夫

四 主たる事務所の所在地

下北郡大間町大字大間字蛇浦道一四の一

五 定款に記載された目的

この法人は、市民と行政との交流を基盤に豊かな街づくりの実現をめざし、広く市民活動を行う個人、あるいは団体を支援することにより、市民の自己決定と自己責任に基づく自立性のある市民社会の実現に寄与することを目的とする。

開発行為に関する工事が完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（丁区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
三沢市大字三沢字堀口一七の六一、一七の六七一及び一七の六八三から一七の六九一	三沢市大字三沢字水筒三 種市金雄

国有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年十月十三日

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

青森県知事 三 村 申 吾

所在地	地目	地積
青森市大字浜館字見取七の三	宅地	二〇六・八二平方メートル

二 予定価格

三百三十七万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市大字浜館字見取七の三

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁一階出納局経理課入札室

2 日時

平成十六年十一月十日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
2 物件については、平成十六年十一月二日午前十時から、青森市大字浜館字見取七の三において現場説明を行う。

~~~~~  
県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

|             |    |               |
|-------------|----|---------------|
| 所在地         | 地目 | 地積            |
| 八戸市根城六丁目二の八 | 宅地 | 九〇二・三三三平方メートル |

二 予定価格

四千七百八十万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市根城六丁目二の八

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

八戸市大字尻内町字鴨田七

青森県八戸合同庁舎一階会議室

2 日時

平成十六年十一月九日 午前十一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十六年十一月一日午後一時から、八戸市根城六丁目二の八において現場説明を行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 マルマサ鋼業

二 氏名 相馬 正順

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字取上四丁目九の一六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第二〇〇二四四号

五 取消年月日 平成十六年九月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年九月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社王和建設工業

二 代表者の氏名 中屋敷 悟

三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野八丁目一七の六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第三〇〇一六三号

五 取消年月日 平成十六年九月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年九月十六日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 アートアルミ工業株式会社

二 代表者の氏名 橋本 八右衛門

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字妙字花生八の八六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一六四二五号

五 取消年月日 平成十六年九月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年九月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社サンコー設備工業

二 代表者の氏名 向山 繁蔵

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町字塚無代一七の三一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一〇六七一号

五 取消年月日 平成十六年九月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、とび・土工、舗装、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年九月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社畑中建設

二 代表者の氏名 畑中 礼子

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字中道二の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第八三四五号

五 取消年月日 平成十六年九月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年九月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社タイヨウ

二 代表者の氏名 沖澤 宏二

三 主たる営業所の所在地 上北郡下田町字古間木山五〇の八一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 一一）第一三五五四号

五 取消年月日 平成十六年九月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年九月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社葵重機
- 二 代表者の氏名 坂田 京子
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡天間林村大字天間館字倉越九六の六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一三) 第五〇〇〇七六号
- 五 取消年月日 平成十六年九月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十六年九月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭